

事業番号 0810

論点等説明シート

事業名 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業

予算の状況 (単位:百万円)		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求
	予算額(補正後)	506	506	506	656	
	執行額	613	643	650		
	執行率	121%	127%	128%		

事業についての論点等

(事業の概要)

社会福祉法人が法人の持ち出しにより低所得者に対し介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行った場合等に、当該費用の一部について補助を行う。

①実施方法等

【実施方法】補助(介護保険事業費補助金)

【実施主体】市町村(保険者)

【負担割合】国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

②公費助成の仕組み

○事業者が本来受領すべき利用者負担の総額(1割負担、食費、居住費)の1%までは、法人が全額負担

○1%を超える部分について、1/2を公費により助成

※特別養護老人ホームの場合、10%を超える部分はすべて公費により助成

(論点)

・成果実績が未達成である要因を分析し、未実施保険者が出ないように必要な措置を検討すべきではないか。

・軽減措置の対象となり得る低所得者にとって、本事業が利用しやすい仕組みとなっているか。

(参考1)

○本事業を実施している保険者数

	27年度	28年度	29年度
事業実施保険者数	1,140	1,168	1,146
保険者数	1,579	1,579	1,579
実施率	72%	74%	73%

(参考2)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。